

第1節 低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）

1 温室効果ガスの排出削減

1-1 地球温暖化対策の推進

(1) 地球温暖化問題の経緯

地球温暖化とは、人間の社会経済活動に伴い、大気中の二酸化炭素(CO₂)などの「温室効果ガス」が増加し、地球の平均気温が上昇することをいいます。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の最新の報告書「第5次評価報告書」によると、温室効果ガスの排出がそのまま続くと、今世紀末には世界の平均気温は最大で4.8℃上昇、海面水位は最大で82cm上昇すると予測されています。こうした地球温暖化の進行に伴う気候変動は、自然や人間社会にさまざまな影響を及ぼし、予想される影響の大きさや深刻さから、世界的な危機をもたらす最も重要な環境問題の一つとなっています。

平成4(1992)年に採択された気候変動枠組条約の下、平成9(1997)年のCOP3で採択された京都議定書は、温室効果ガス排出削減に関する法的拘束力を持つ初めての国際枠組でしたが、当時世界最大の排出国であった米国が平成13(2001)年に京都議定書への不参加を表明したこと、また、その後、京都議定書において排出削減義務を負わない中国、インド等の新興途上国の排出が急増していることなどの問題がありました。

こうした問題を解決するため、平成27(2015)年にパリでCOP21が開催され、パリ協定が採択されました。この協定は、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つことなどを目標とし、今世紀後半の温室効果ガス的人為的な排出と吸収の均衡等をめざし、全ての国に削減目標・行動の提出・更新を義務付けるなど、地球温暖化対策の新たな転換点と言われています。

(2) 国における取組

日本の平成26(2014)年度の温室効果ガス総排出量は、約13億6,400万CO₂トンでした。平成25(2013)年度の総排出量(14億800万CO₂トン)と比べると、3.1%減少しました。また、平成17(2005)年度の総排出量(13億9,700万CO₂トン)と比べると2.4%減少、平成2(1990)年度の総排出量(12億7,100万CO₂トン)と比べ

ると7.3%増加しました。

日本は、COP21に先立ち、平成27(2015)年7月に開催された地球温暖化対策推進本部において、平成42(2030)年度のが国の温室効果ガス削減目標を、平成25(2013)年度比で26.0%削減(平成17(2005)年度比で25.4%削減)とするの内容を含む「日本の約束草案」を決定し、同日付で気候変動枠組条約事務局に提出しました。

その後、COP21におけるパリ協定の採択をふまえ、同年12月に地球温暖化対策推進本部を開催し、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定しました。この中では、国内対策の取組方針として、「日本の約束草案」で示した平成42(2030)年度削減目標の達成に向けて着実に取り組むこと、また、パリ協定において、気温上昇を2℃未満とすることが世界の共通の目標となり、この長期目標を達成するため排出と吸収のバランスを今世紀後半中にめざすとされたことなどをふまえ、わが国としても世界規模での排出削減に向けて、長期的、戦略的に貢献することとしました。このため、平成28(2016)年春までに地球温暖化対策計画や政府実行計画を策定することとしています。

表1-1-1 日本の温室効果ガス排出量の推移

	1990年 (百万t-CO ₂)	2014年 (百万t-CO ₂)	伸び率 (%)
二酸化炭素(CO ₂)	1,156	1,265	+9.4
メタン(CH ₄)	48.6	35.5	-27.0
一酸化二窒素(N ₂ O)	30.8	20.8	-32.5
代替フロン類	35.4	42.0	+18.6
計	1,271	1,364	+7.3

※ただし、1990年の代替フロン類については1995年の値

(3) 県における取組

本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律の趣旨をふまえ、県民総参加により地球温暖化対策に取り組むため、平成11(1999)年度に「三重県地球温暖化対策推進計画(チャレンジ6)」を策定して、温室効果ガスの排出量を平成22(2010)年度までに平成2(1990)年度比で6%削減することを目標に、各対策に取り組みました。

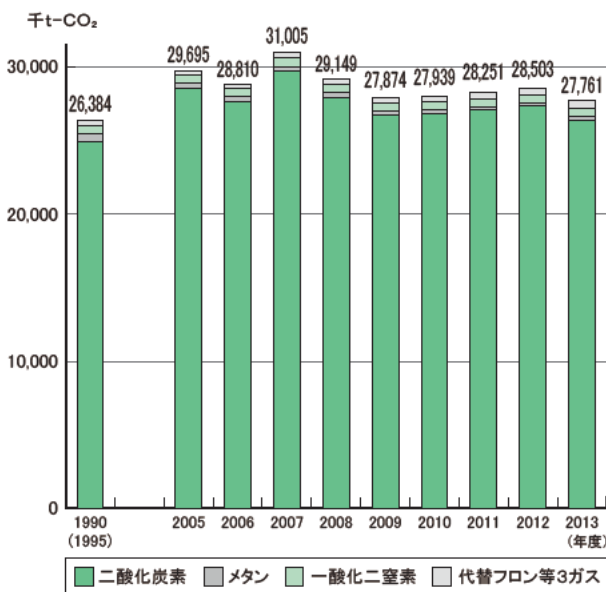
平成19(2007)年3月には、それまでの対策の内容やその成果を検証するとともに、京都議定書目標達成計画の内容との整合を図るため、計画の見直しを行い、平成22(2010)年度目標を平成2(1990)年度比で3%削減に修正しました。

しかし、この計画については目標年度を迎えたことから、地球温暖化問題の解決に向けて、県民、事業者と将来像や目標を共有しながらさまざまな主体が力を発揮し、広く低炭素社会の実現に向けた施策を展開していくことが大切であるとして、平成32(2020)年度を目標とする「三重県地球温暖化対策実行計画～低炭素社会の実現に向けて～」を平成24(2012)年3月に策定しました。この計画では、県民、事業者、行政等のさまざまな主体が力を合わせて地球温暖化対策に取り組むことによって、新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現をめざすこととしています。また、平成25(2013)年12月には、三重県地球温暖化対策推進条例を制定しました。(平成26(2014)年4月1日施行)

平成25(2013)年度における三重県域温室効果ガス排出量は27,761千t-CO₂でした。また森林吸収量を含む総排出量は、27,156千t-CO₂で、平成2(1990)年度比2.9%増となっています。

また、本県における平成25(2013)年度二酸化炭素排出量は26,403千t-CO₂であり、全国の排出量1,312百万t-CO₂の約2%を占めています。部門別にみると、産業部門の割合が54.3%となっており、全国の産業部門の割合(32.9%)より高くなっています。

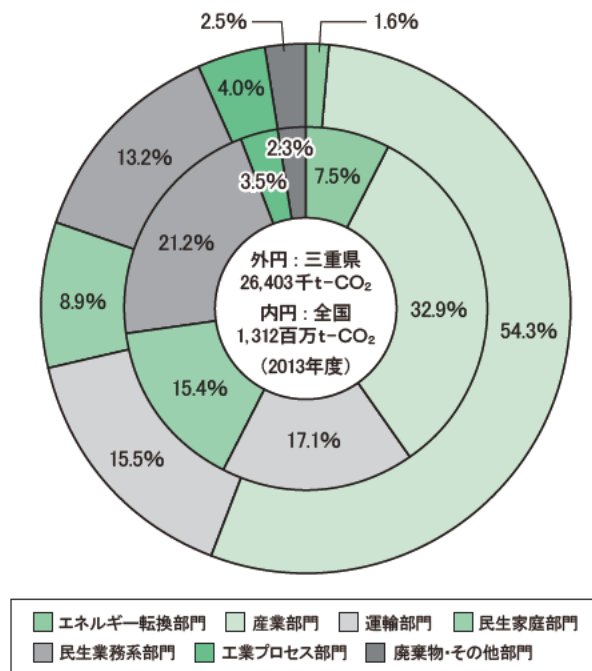
図1-1-1 県域の温室効果ガス排出量の推移



① 産業部門の対策

三重県地球温暖化対策推進条例に基づき、第一種および第二種エネルギー管理指定工場等に対し、平成26(2014)年度から平成28(2016)

図1-1-2 部門別二酸化炭素排出量の構成



年度までの3か年度における自主的な温室効果ガスの排出抑制などに関する計画(地球温暖化対策計画書)の作成を求め、公表しています。

② 運輸部門の対策

低炭素な移動手段である電気自動車の普及には、充電インフラの整備が不可欠であり、平成25(2013)年に策定した「三重県EV・PHV用充電器整備のためのビジョン」により、国の補助事業を活用した電気自動車用充電器の設置を促進しました。

三重県生活環境の保全に関する条例において、一定規模以上の駐車場の管理者等に対して、利用者へのアイドリングストップの周知を規定するとともに、自動車の使用者に対して、駐車時のアイドリングストップを規定し、自動車からの二酸化炭素等の排出削減を進めています。

平成27(2015)年度は、三重県地球温暖化防止活動推進センターが、エコドライブ講習を開催しました。

また、企業連携取組の一環として四日市市の霞ヶ浦地区環境行動推進協議会(KIEP'S)が実施するエコ通勤を支援しました。

○電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業

地球温暖化問題の解決に向け、地域の住民、事業者、行政等のさまざまな主体が将来像や目標を共有しながら力を合わせて低炭素社会の実現に向けた施策を展開していくことが望まれています。

交通・移動に関しては、多くの化石燃料に依存した暮らしから、省エネルギーでかつ豊かな低炭素社会に移行していくため、電気自動車等を活用した移手段の新たな使い方を検討し、取組を進めることを目的とする「地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業」を平成24(2012)年度にスタートさせました。

平成24(2012)年度は、「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」を設立し、行動計画「おかげさまAction! ～住むひと、来たひと～」を策定しました。

平成25(2013)年度には、協議会で一人乗り電気自動車「コムス」4台と二人乗り電気自動車「超小型モビリティNTN」5台を導入しました。一人乗り電気自動車については、伊勢市の「ええやんか！マイバック(レジ袋有料化)検討会」からレジ袋有料化による収益金の一部の寄付と国土交通省の超小型モビリティ導入促進事業による補助を受けて購入しました。二人乗り電気自動車については、株式会社NTNから貸与を受けたもので、国土交通省の進める超小型モビリティの認定制度により中部運輸局管内で初めて認定を受けました。

導入した小型電気自動車は、商店街や伊勢楽市で展示するなどの普及啓発や観光ドライブルートの作成検討に活用しました。

また、「ピカチュウ」のデザインがラッピングされた電気バスが路線バスとして導入され、宇治山田駅前から内宮前までの区間を毎日6往復運行しています。ラッピングについては、協議会の低炭素な取組に賛同いただいた株式会社ポケモンからデザインの提供を受けています。

さらに、電気自動車等で周る観光ドライブコースやシンボルマーク等のデザイン、充電器設置ガイドブックを作成しました。防災訓練で電気自動車を電源として活用する取組も進めています。

平成26(2014)年度には、観光プランの作成・活用として、モニターツアーや、電気自動車や電気バスで周るエコスタンプラリーを実施し、周遊マップも作成しました。また、小型電気自動車のコムスや超小型モビリティNTNを導入し、伊勢市、伊勢商工会議所、伊勢市観光協会等で活用しました。さらに、充電施設の普及を進め、観光施設や宿泊施設等への設置を促進し、充電器マップを作成しました。電気自動

車等の普及啓発として伊勢市内の企業等において電気自動車が導入されるとともに、多くのイベント等で電気自動車の展示・試乗会の実施、雑誌・広報誌による広報に努めました。また、協議会の作業部会において、ニュースレターを作成しました。前年度に引き続き、災害時の電気自動車活用として、防災訓練で電気自動車を電源として活用しました。

平成27(2015)年度には、引き続きモニターツアーや、電気自動車や電気バスで周るエコスタンプラリーを実施しました。また、三重エフエム放送株式会社のタイアップ企画が、環境省の平成27年度気候変動キャンペーン「Fun to Share」におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアの連携支援事業に採択され、FM放送にて、同協議会の取組が継続して発信されました。また、伊勢志摩サミットで国際メディアセンターとなった三重県営サンアリーナに、電気自動車用充電施設を設置しました。小型電気自動車については、コムスが鳥羽市や第三銀行に導入され、超小型モビリティNTNは、桑名市や鳥羽市、松阪市に利用が拡大しました。

③ 民生部門の対策

平成16(2004)年度から地球温暖化防止活動の拠点として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定しています。また、地域における活動の推進役として「地球温暖化防止活動推進員」を県内で72名に委嘱(平成28(2016)年4月1日現在)し、県民や事業者に向けて地球温暖化対策の普及啓発を行っています。

(4) 三重県庁の温室効果ガスの排出削減

県庁では、省エネ法や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づいて、電気使用量や廃棄物の削減など環境負荷の低減に取り組んでいます。

「三重県地球温暖化対策実行計画」では、県の事務事業の実施により排出される温室効果ガス排出量を平成32(2020)年度に基準(平成17(2005)年)年度比で20%削減することを目標としています。

平成27(2015)年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度と比べて16.5%減少しました。

項目別にみると「電気」は11.7%減少、「公用車燃料」は4.1%減少、「冷暖房燃料(電気除く)」は39.8%減少、「その他」は37.8%減少しています。

表1-1-2 三重県庁の温室効果ガス削減状況

項目	H17年度 (t-CO ₂)	H27年度 (t-CO ₂)	基準年度比 (%)	H32年度 温室効果ガス 排出目標 (t-CO ₂)
電 気	59,266	52,361	88.3	47,412
公用車燃料	5,906	5,662	95.9	4,724
冷暖房燃料 (電気除く)	10,791	6,496	60.2	8,632
その他(※1)	5,210	3,243	62.2	3,225
合 計	81,173	67,762	83.5	63,993

※1 「その他」は、発電機、船舶、水田、家畜等から排出される温室効果ガスです。

(5) 適応の推進

気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められています。

気候変動の影響は幅広く多様であることから、国では関係府省庁において行われた検討結果をふまえて、政府全体として気候変動の影響への適応策を計画的かつ総合的に進めるため、めざすべき社会の姿等の基本的な方針と、基本的な進め方、分野別施策の基本的方向、基盤的施策および国際的施策を定めた、政府として初の気候変動の影響への適応計画を平成27(2015)年11月27日に閣議決定しました。

県内では、平均気温の上昇や、真夏日、熱帯夜が増加する傾向にあり、冬日が大幅に減少しつつあります。また、既に、コメの品質の低下、黒ノリ養殖期間の変化、生物の分布域の変化などの影響が現れています。

将来は、気温の上昇や降水量の変化などの気候変化により、土砂災害などの災害リスクの増大、ウンシュウミカンの栽培適地の変化や熱中症搬送者数の増加など、さまざまな面で影響が生じると予測されています。

こうした情報を広くお知らせしていくため、県では、県内における温暖化の現在の状況と、将来予測される影響を中心にとりまとめ、報告書「三重県の気候変動影響と適応のあり方について」を平成28(2016)年3月に作成しました。

1-2 フロン対策の推進

(1) オゾン層の保護

オゾン層の破壊は、冷蔵庫やエアコンの冷媒、

断熱材の発泡剤、プリント基板の洗浄剤などとして広く使用されてきたフロン(クロロフルオロカーボン等)が成層圏に達してから分解され、生じた塩素原子がオゾン分子を破壊するものです。オゾン層は、太陽から降り注ぐ有害な紫外線を吸収しており、その破壊により、ガン発生率の増加など人体への影響のほか、植物の成長抑制や水生生物への悪影響等、生態系全体への影響が懸念されています。

このため、国際的には、オゾン層の保護を目的としたウィーン条約が締結され、これに基づくモントリオール議定書により、フロンの生産・使用の段階的削減が進められており、平成7(1995)年末には先進国、平成21(2009)年末には発展途上国における特定フロンのCFC(クロロフルオロカーボン)の生産および輸出入が全廃されました。同じく、特定フロンのHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)については、先進国では平成32(2020)年、発展途上国では平成42(2030)年に原則全廃することとなっています。

わが国においても、昭和63(1988)年にオゾン層保護法が制定され、その後、平成10(1998)年に家電リサイクル法、平成13(2001)年にフロン回収・破壊法が制定されたことで、フロンの排出抑制、回収・破壊処理の取組が進められています。

また、平成25(2013)年6月の法改正によりフロン排出抑制法となり、より一層、フロン類の大気中への排出を抑制する取組が各関係事業者等に求められるようになりました。

(2) フロンの適正な管理と回収処理の促進

① 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)
家庭や事務所から排出される特定家庭用機器廃棄物について、消費者が収集・運搬および再商品化等の料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り、製造業者等へ引き渡す義務を負い、製造業者等は再商品化等(リサイクル)する義務を果たすことを基本とした家電リサイクル法が平成10(1998)年度に制定され、平成13(2001)年4月から本格施行されています。

② フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)

業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)およびカーエアコン(第二種特定製品)からフロンを放出することを禁止し、機器が廃棄される際にフロン回収等を義務づけたフロン回収・破壊法(特

定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）が平成13(2001)年6月に制定され、平成14(2002)年4月に第一種特定製品部分が、同年10月に第二種特定製品部分が本格施行されました。その後、平成17(2005)年1月の使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)の本格施行に伴い、第二種特定製品部分については自動車リサイクル法に移行しました。

平成25(2013)年6月には、フロン回収・破壊法がフロン排出抑制法に改められ、第一種特定製品の管理者や第一種フロン類充填回収業者(旧第一種フロン類回収業者)等、フロンのライフサイクル全体を対象として、各主体に新たな義務が課されました。改正法は、平成25(2013)年9月に一部規定(再生業の許可申請等)が施行され、平成27(2015)年4月1日に全面施行されました。

③ フロン排出抑制法に基づく充填回収業者の登録

業務用冷凍空調機器からフロンを充填・回収する業者(第一種フロン類充填回収業者)は、フロン排出抑制法に基づく都道府県知事等の登録が必要です。また、回収したフロンを破壊する業者(フロン類破壊業者)および再生する業者(フロン類再生業者)は、主務大臣(経済産業大臣、環境大臣)の許可が必要です。

第一種フロン類充填回収業者登録

855件(平成28(2016)年3月31日現在)

1-3 省エネルギー化の推進

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

地球温暖化を防止するためには、省エネルギーによる温室効果ガスの排出削減は不可欠であることから、県民、事業者、行政が一体となって省エネルギーを推進しています。

具体的な取組例としては、「クールアース・デー」を中心に「三重県地球温暖化防止/ライトダウン運動」への参加を県内の事業所や市町などに呼びかけて、不要な照明施設等の消灯を行うようにしています。その他に「みえ環境フェア」のイベントなどをとおして、県民、事業者に省エネ・節電の普及・啓発を行っています。

さらに、夏季と冬季においては電力需要が大きくなることから、安定した電力供給が行われるよう、県民、事業者などに省エネ・節電の呼びかけを行っています。

(2) 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の整備

幹線道路における交通の円滑化を図るため、信号機の系統化(4基)、多現示化(5基)、半感応化(7基)等の信号機の高度化改良を行うとともに、主要交差点においてLED式信号灯器(974灯)の整備を進めることにより消費電力の削減を図りました。

(3) 環境に配慮した住宅・住環境の普及促進

地球温暖化防止の観点から、省エネルギー・資源の有効利用などの面で配慮がなされた住宅の普及促進や、自然環境に調和し、親しめる住環境の普及促進を図りました。

これらの取組を、県・市町・住宅関連事業者などと連携しながら効果的かつ持続的に実施できるよう努めています。

1-4 カーボン・オフセットの推進

どうしても削減できない温室効果ガス排出量の全部または一部を、他の場所での排出削減吸収量で埋め合わせをすることを、カーボン・オフセットといいます。県ではこの取組を促進するために、カーボン・オフセット制度の説明会や、東京にある三重テラスで、カーボン・オフセットに取り組んでいる事業者をPRするイベントを開催しました。

2 森林吸収源の整備

2-1 森林の公益的機能の向上

森林は、水源のかん養、土砂災害防止をはじめ、保健・文化・教育的利用の場の提供など多様な機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収する働きにより地球温暖化防止にも貢献しています。

こうした森林の機能を発揮するには、適正な管理を継続的に行うことが必要であり、林業は木材生産活動を通じて、その役割を担ってきました。しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、採算性の悪化、高齢化等による担い手不足のため、放置される森林が増加するなど、林業経済活動による森林の公益的機能の発揮は困難になり、森林の機能低下が進み、県民生活への重大な影響が危惧されています。このため、公益的機能の発揮を図るた

ため間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等の森林整備に直結した林道事業や荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

森林の保全・育成

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林GIS(地理情報システム)を活用し、市町や関係者と協働し、森林を生産林(持続生産を重視する森林)と環境林(公益的機能を重視する森林)に区分(ゾーニング)しています。生産林では、林業生産活動を通じて森林の整備を促進し、また、環境林を公共財として位置づけ、針葉樹と広葉樹が混交した森林を造成するなど、公益的機能の高度発揮をめざした森林整備を進めています。

2-2 森林のCO₂吸収機能の「見える化」

三重県森林CO₂吸収量評価認証制度

本県では、企業、団体等が整備した森林のCO₂吸収量を認証する制度を定め、企業が前年度に実施した森林整備に応じて1年分の吸収量を認証し、森林のCO₂吸収機能の「見える化」を推進しています。

平成27(2015)年度は、4企業の森林CO₂吸収量を認定しました。

3 新エネルギーの導入

3-1 エネルギー・資源の利用状況

(1) 電気

平成26(2014)年度における県内総発電量は32,810×10⁶kWhで、その内訳は図1-1-3のとおりです。

一方、平成26(2014)年度の県内総需要量は対前年比1.5%減の17,727×10⁶kWhであり、需要量の内訳は、一般家庭などの電灯使用量が23.0%、業務用などの電力使用量が77.0%となっています。

電灯・電力使用量の推移は図1-1-4のとおりです。

図1-1-3 三重県の総発電量（平成26年度）

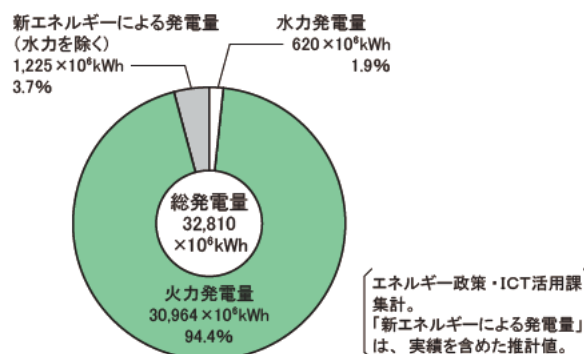
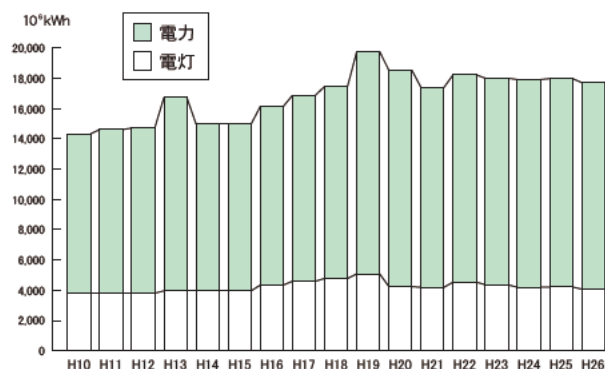


図1-1-4 電灯・電力使用量の推移

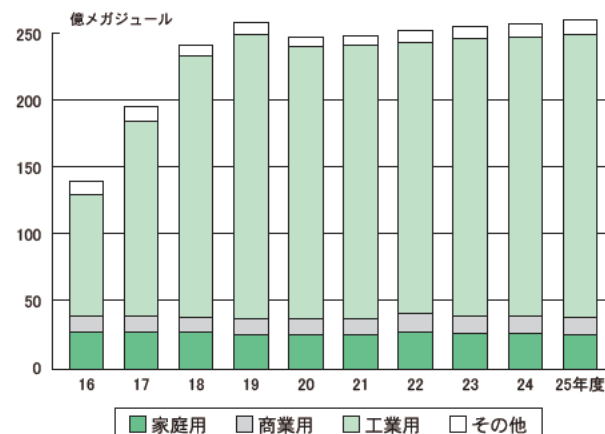


(2) ガス

平成25(2013)年度の都市ガス販売量は261億5,770万MJで、その内訳は家庭用が10.1%、工業用が80.9%、商業用が5.0%、その他が4.0%となっています。

都市ガス販売量の推移は図1-1-5のとおりです。

図1-1-5 都市ガス販売量の推移



3-2 導入への取組

(1) 三重県新エネルギービジョン

本県では、平成24(2012)年3月に策定した「三重県新エネルギービジョン」において、平成32(2020)年度末導入目標(表1-1-3)を設定し、新エネルギーの導入促進に取り組んできました。

この間、国においては、平成26(2014)年4月にエネルギー基本計画を策定し、電力システム改革に着手するとともに、温室効果ガスの削減目標と電源構成の見通しを示すなど、わが国のエネルギーをめぐる環境は大きく変化しました。

このような環境変化をふまえ、平成28(2016)年3月に本ビジョンの改定を行い、平成42(2030)年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの84.5万世帯に相当する新エネルギーを県内に導入することを目標としました。この計画の推進にあたっては、県、市町のほか、県民、事業者、地域団体等の多様な主体が連携して取り組むこととしています。

表1-1-3 2014年度末新エネルギー導入量

	新エネルギー ビジョン策定時 2010年度末	2014年度末 導入量	2020年度末 導入目標
太陽光発電	65,667 kW	646,160 kW	536,000 kW
太陽熱利用	-	1,687 kl	20,000 kl
風力発電	72,054 kW	72,655 kW	245,000 kW
バイオマス発電	45,310 kW	73,200 kW	76,000 kW
バイオマス熱利用	32,065 kl	54,747 kl	65,000 kl
中小規模水力発電	-	549 kW	4,000 kW
コージェネレーション	437,317 kW	445,429 kW	511,000 kW
うち燃料電池	1,162 kW	2,044 kW	42,000 kW
クリーンエネルギー自動車	25,170 台	88,645 台	282,000 台
ヒートポンプ	-	97,635 台	122,000 台
CO ₂ 排出削減量 (参考)	約71万t-CO ₂	約137万t-CO ₂	約177万t-CO ₂

(2) 木質バイオマス発電の推進

平成24(2012)年7月より始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、間伐材等の未利用資源の活用と山村経済の活性化を図るため、木質バイオマス発電を推進しています。平成26(2014)年に、松阪市において県内初の木質バイオマス発電所が稼働したほか、平成28(2016)年からは新たに津市や多気町でも木質バイオマス発電所が稼働しています。

(3) 農業用水を活用した小水力発電の導入

農村地域において、農業用水等を利用した小水力発電等の整備の促進を図り、農業用施設での発電電力使用による地域活性化、自立分散型電源確保に寄与することにより、農村の生活環境や生産基盤整備、防災対策を通じて、生産性の向上や安心・安全な農山漁村づくりを進めています。

平成27(2015)年度は中勢用水地区において小水力発電施設の整備を進め、年度末に発電施設の運転を開始しました。また、農業水利施設を活用した小水力発電のマスタープランを基に、導入に向けた実施可能性調査を行い、普及啓発に取り組みました。

(4) 水道施設への小水力発電の導入

水道管内の水が持つ余剰エネルギーを有効利用するため、小水力発電設備を導入しています。

3-3 未利用エネルギーの利用促進

(1) RDF焼却・発電事業の推進

可燃性ごみを固形燃料(RDF)化し、ごみの持つ未利用なエネルギーを有効に利用する取組を、市町と一体となって行っています。県は市町で製造されたRDFの安定的な受け皿として、三重ごみ固形燃料発電所(RDF焼却・発電施設)を管理運営し、ごみの持つエネルギーを利用して発電を行っています。

平成27(2015)年度の供給電力量は約4,978万kWhでした。

- ① RDF処理能力 240 t/日
- ② 最大出力 12,050 kW